

# 令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会 委託業務仕様書

この業務仕様書は、新潟県（以下「委託者」という。）が行う「令和8年度新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会業務」（以下「本業務」という。）を委託するに当たり、本業務を受託する事業者（以下「受託者」という。）を募集するため、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

## 1 業務の目的

鳥獣被害防止には「被害防除」、「有害捕獲」、「生息環境整備」等の取組を地域ぐるみで総合的に実践することが重要であるが、地域での取組に対して的確な指導・助言を行う人材の確保が課題となっている。

そのため、本研修会を開催することで、鳥獣被害対策に関する専門知識や技術を学ぶとともに、それらを活かした地域への的確な指導助言のあり方を習得し、地域指導者や集落リーダーの育成を図る。

## 2 業務実施期間

契約締結日～令和9年3月31日

## 3 業務の概要

業務の目的を達成するため、下記の事項を踏まえた上で研修を企画・実施すること。但し、現地との事前調整の結果、開催日・会場が予め決まっている研修があることに留意すること。

### (1) 研修の開催及び運営

別添の「令和8年度 新潟県鳥獣被害対策本部鳥獣被害防止対策指導者養成研修会年間計画」に基づき、研修を実施する。

#### ア 総合編

各獣種の生態及び基本的な対策を学ぶもの。（実習を含む。）

対象者：県・市町村担当者、農協職員、農業共済組合職員、集落リーダー等

#### イ ICT・新技術活用編

ICTや新技術を活用した効率的・効果的な鳥獣被害対策について学ぶもの。

対象者：県・市町村担当者、農協職員、農業共済組合職員

#### ウ 行政等指導者編

市町村担当者等が、交付金事務(※)等を学ぶもの。（実習を含む。）

(※)交付金事務の講習は県が講師を務める。

対象者：県・市町村担当者、農協職員、農業共済組合職員

## エ 捕獲強化編

農作物被害防止に効果的な農繁期の捕獲強化に向け、罟捕獲について学ぶもの。(実習を含む。)

対象者：農業者、鳥獣被害対策実施隊員 等

※研修内容、対象者については、委託者と協議の上、追加・変更可能。

### (2) 研修の案内及び受講者との連絡調整等

受託者は、研修の開催にあたって、研修受講者に対して開催案内等を通知すること。また、出席報告を取りまとめ、参加者名簿を作成すること。

その他、円滑な研修実施に必要な調整等を行う。

### (3) 関係者との連携・調整等

現地で実施する研修会等は、県地域振興局もしくは市町村と連携、調整を行い、実施すること

### (4) 実施結果の報告及び次年度計画の策定等

ア 業務の終了にあたっては、本年度の実施結果の記録を取りまとめ、今後の課題を整理すること。

イ アに記載の内容を取りまとめた報告書を作成し、成果品として委託者に提出すること。

## 4 成果品

報告書は1部作成すること。

上記の内容を収納した電子媒体を作成すること。

提出先は、新潟県農林水産部農産園芸課とする。

成果品の著作権は、新潟県農林水産部農産園芸課に帰属する。

## 5 その他の留意事項

### (1) 物品の帰属

本事業で購入した物品は、受託者に帰属する。

### (2) 個人情報の保護

受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の関係法令を遵守しなければならない。

### (3) 再委託の制限

受託者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの委託業務の内容、再委託先の概要について事前に委託者と協議し、了解を得なければならない。

### (4) その他

ア 本委託業務の実施に当たっては、委託者と適宜、必要な協議及び打合せを十分に行い、円滑な研修開催に努めること。

イ 各種連絡においてセキュリティが保たれない、フリーメールは使用しないこと。

- ウ 受託者は、本委託業務に関する書類及び帳簿を業務終了後5年間保存しておくこと。
- エ 本仕様書に記載されていない事項又は疑義が生じた時、本仕様書によりがたい事由が生じた時は、委託者と受託者が協議し、措置を決定するものとする。